

組織変更または合併した場合の届出方法

申請者	内容	具体例		届出方法	
個人	組織変更	個人→法人		廃止届・指定申請	
	相続	個人が死亡し、相続人が事業を継続したいとき			
法人	組織変更	法人→個人		廃止届・指定申請	
		有限会社←→株式会社		指定事項変更届	
		持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）←→株式会社			
		持分会社間（合名会社・合資会社・合同会社）			
	合併	指定事業者Aと 指定事業者Bが合併	AがBを吸収合併		Aは指定事項変更届 Bは廃止届
			新会社C設立 （新設合併）		A、Bともに廃止届 Cは指定申請
		会社Aと 指定事業者Bが合併	Aが指定事業者Bを 吸収合併		Aは指定申請 Bは廃止届
新会社C設立 （新設合併）			Bは廃止届 Cは指定申請		

※ 合併による新会社設立は、新規指定申請とする。